

新温泉町職員不正行為再発防止検討委員会

報 告 書

『不正行為再発防止策の提言』

令和3年1月

目次

| | |
|---------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1 検討体制 | 2 |
| 2 事件の概要 | 3 |
| 3 事件の経緯 | 4 |
| 4 原因の分析 | 4 |
| 5 再発防止策の提言 | 5 |
| 6 既に町で取り組んでいる改善事項 | 8 |
| 7 分類別に見た原因に対する再発防止策 | 10 |
| 総括 | 14 |

参考資料

| | |
|-------------------------|----|
| 新温泉町職員不正行為再発防止検討委員会設置要綱 | 15 |
|-------------------------|----|

はじめに

令和2年3月、新温泉町職員が情報漏えいによる官製談合防止法違反等の容疑で逮捕されるという事件が発生いたしました。この度の職員による情報漏えい等事件は、町民の皆様への町政に対する信用、信頼を著しく失墜させるものであり、極めて残念な出来事であると痛感いたしております。

この度の事件の原因究明と再発防止策を講じるために、町は、「新温泉町職員不正行為再発防止検討委員会（以下「当委員会」という。）」を設置し、私たち検討委員が選任され、検討を重ねて参りました。

原因について検討議論を重ねてきた結果、当委員会は、今回の事件について、当該職員個人の認識に問題があった点については当然のことではありますが、そのことに加え、その背景には今回のような不祥事の発生の要因となる組織的な問題が数多く存在するものと判断いたしました。また、原因を究明する過程で、当委員会は、不正を起こさないための組織づくり、不正の起こりにくい入札制度導入の可能性、職員への倫理観向上のための研修参加の徹底等についても検討し、その検討結果として、本報告書を作成いたしました。

本町で二度とこのような不祥事が起きることがないように、本報告書で提起した原因分析を真摯に受け止め、組織の管理として不十分なところを総点検し、提言させていただいた再発防止策を着実に実行されるとともに、新温泉町職員としての使命と責任を改めて自覚し、全職員一丸となって町政の信頼回復に全力で取り組むことを切に願っております。

令和3年1月

新温泉町職員不正行為再発防止検討委員会

委員長 佐藤 匡

1 検討体制

町では、職員による情報漏えい等事件について、その原因究明並びに再発防止及び職員の法令遵守意識の徹底について具体的な対策を検討し、もって町民の信頼回復を図ることを目的として、新温泉町職員不正行為再発防止検討委員会を設置した。

(1) 委員及び幹事

① 委員

| 氏名 | 所属 | 備考 |
|-------|-------------------|------|
| 佐藤 匡 | 鳥取大学地域学部准教授 | 委員長 |
| 辻本 武之 | 生駒和雄法律事務所弁護士 | 副委員長 |
| 家永 薫 | 兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所長 | |

② 幹事

| 氏名 | 所属 | 備考 |
|-------|---------|----|
| 西村 徹 | 副町長 | |
| 長谷阪 治 | 温泉総合支所長 | |
| 仲村 秀幸 | 会計管理者 | |
| 井上 弘 | 総務課長 | |
| 西澤 要 | 農林水産課長 | |
| 山本 輝之 | 建設課長 | |
| 奥澤 浩 | 上下水道課長 | |
| 松岡 清和 | こども教育課長 | |

(2) 開催状況

| 年月日 | 事項 |
|------------------------|--|
| 第1回検討委員会 令和2年7月31日 | 1 正副委員長の選出 2 報告事項 事件の概要説明 3 協議事項 (1) 今後の進め方について (2) 不正行為再発防止策について 既に実施済のものについて説明 |
| 第2回検討委員会 令和2年10月12日 | 1 報告事項 (1) 経過報告 (2) 関係職員へのヒアリング結果について 2 協議事項 原因の究明について |
| 第3回検討委員会 令和2年11月12日 | 1 協議事項 原因の究明について |
| 第4回検討委員会 令和2年11月16日 | 1 協議事項 原因の究明について |

| | |
|--------------------------------------|---|
| 第5回検討委員会 令和2年11月18日 | 1 協議事項 再発防止策の検討 |
| 第6回検討委員会 令和2年11月30日 | 1 協議事項 (1) 再発防止策の検討 (2) 報告書のとりまとめ |
| 第7回検討委員会 令和2年12月17日～ 令和3年1月15日 | 報告書のとりまとめ作業 |

※ 幹事会開催

令和2年10月28日

令和2年11月30日

令和2年12月11日

上記以外に、

第1回検討委員会に西村幹事が出席

第2回検討委員会に山本幹事と奥澤幹事が出席

(3) 職員への聴き取り調査の実施

町では、当該職員を含め、公共工事、入札・契約等に関わる職員27名に対し、不正行為再発防止のための聴き取り調査を実施し、調査結果を職員不正行為再発防止検討委員会をはじめ、今後の再発防止への取組に役立てることとした。

2 事件の概要

(1) 事件の概要

上下水道課施設係長は、町が管理する水道施設の維持管理及び工事の設計等の業務に従事していたが、町が令和元年6月17日に執行した「諸寄浄水場紫外線処理施設整備工事」の指名競争入札において、土木工事等業者の取締役に対し、公務用の携帯電話を通じて入札の秘密事項である同工事の設計金額等を教え、同社に同工事を落札させた。

(2) 情報漏えいの動機

土木工事等業者の取締役が、上下水道課施設係長の執務場所へ来たり、喫煙場所に誘ったり、公務用の携帯電話にかけてきて、入札に関する情報を聞き出そうとしてきた。取締役とは、町内の行事等で会うことはあるが飲食をするなどの個人的な付き合いはなく、最初は断っていた。その後も、聞き出そうとする中で、過去の工事において、施工監理の面で苦勞した経験から、安心して任せられる業者が受注すれば工事を円滑に進めることができるといった思いと、公務員として遵守すべき事項との優先性についての認識を誤り、取締役の要求に対し、不注意にも設計金額等を示唆した。

3 事件の経緯

| 年 月 日 | 内 容 |
|-----------|---|
| 令和2年3月19日 | 兵庫県警が官製談合防止法及び公契約関係競売入札妨害の容疑で上下水道課施設係長を逮捕 |
| | 兵庫県警が公契約関係競売入札妨害の容疑で請負業者取締役を逮捕 |
| 令和2年4月8日 | 神戸地方検察庁が起訴 |
| 令和2年7月13日 | 神戸地方裁判所で上下水道課施設係長の初公判 |
| | 神戸地方裁判所で請負業者取締役の初公判 |
| 令和2年8月24日 | 神戸地方裁判所で上下水道課施設係長の公判及び判決（懲役1年、執行猶予3年） |
| | 神戸地方裁判所で請負業者取締役の公判及び判決（懲役6か月、執行猶予2年） |
| 令和2年8月25日 | 上下水道課施設係長を懲戒免職処分 |
| | 管理監督職であった関係職員（2名）を懲戒処分 |

4 原因の分析

今回の情報漏えい等事件の原因としては、入札・契約に携わる職員として、守秘義務を遵守するという認識や、不正行為が及ぼす個人・組織への影響に関する認識が欠如していたことに加え、組織全体についても問題が数多く存在するものと判断する。このため、今回の事件が発生し得る要因について、「当該職員個人」、「組織全体」、「入札・契約制度」の3つに分類し、それぞれどのような問題があったのか分析することとした。

(1) 当該職員個人によるもの

- ① 執務中に業者と喫煙場所で世間話や仕事の話をするなど、隙を与えるような軽率な行動をとっていた。
- ② 業者が喫煙場所や公務用の携帯電話を通じて入札に関する情報を執拗に尋ねるようになり、最初は断っていたが、断りきれずに業者からの要求に応じてしまった。
- ③ 受注業者によって事務が多寡が生じることがあるとはいえ、誠実に公務を遂行すること以上に、自分の仕事を円滑に進めたいとの思いを優先させた。
- ④ 上司に相談することを怠り、自分の仕事が円滑に進むといった自己中心的な誤った判断のもとで処理していた。

(2) 組織全体に関するもの

- ① 関係者以外は執務室への入室を禁止していたが、それが徹底できていなかったため、結果的に入室可能な状態となり、業者が職員に接触する機会を与えてしまっていた。

- ② 執務中に、職員が業者と一緒に喫煙場所へ行くことについて、上司自身に業者との接触の機会を与えているという認識が乏しく、職員及び業者に注意していなかった。
- ③ 担当者が設計、入札及び現場監理までの一連の行為を行っていたため、予定価格と最低制限価格を知り得る状況にあり、そこが業者から狙われる要因でもあった。
- ④ 上司が日頃から職員に対して積極的に関わるといった、職員間のコミュニケーションが十分であったとはいえ、上司に気軽に相談できるような風通しの良い職場環境となっていなかった。
- ⑤ 専門性のある業務を行う職員にあっては、配置先が特定の部署に限定され、結果、長期の在任となっているのが現状である。経験豊富な職員が担当することで、円滑な業務執行が期待できるものの、一方で業者と不適切な関係を構築しやすい要因にもなっている。
- ⑥ 本件は、当該職員の公務員としての自覚の欠如から発生したものであるが、係長という監督的立場にありながら、最低制限価格という秘匿性の高い情報を漏えいする行為に及んだことは、組織として職員の育成ができていないということに他ならない。

(3) 入札・契約制度に関するもの

- ① 公務外であっても、業者から工事の発注見通しを聞かれることがある。
- ② 工事を受注した業者によって、現場対応を含め担当職員の事務に多寡が生じることがある。
- ③ 設計図書の内容等について、積算条件が不明確なものがあり、入札参加者が積算にあたって独自に情報を得たいと考えるケースがある。
- ④ 工事によっては、地元業者では対応できない特殊性の高いものを含む場合があるが、地元業者への発注を基本としていることもあり、一括して発注を行っている。
- ⑤ 入札通知書は手渡しで行っているが、業者と接触する機会を持つことのほか、他の業者と鉢合わせになることがあり、適切な入札執行に支障をきたすといったデメリットがある。

5 再発防止策の提言

当該職員を含む関係職員への聴き取り調査結果及び3つの分類ごとの分析結果に対し、不正を起ささないための組織づくり、不正の起こりにくい入札制度導入の可能性、職員の使命感及び倫理観向上のための研修事業の実施等について検討し、二度とこのような不祥事が起きないように、次のとおり再発防止策を提言する。

(1) 職員個人の意識付け

- ① 利害関係を有する業者との接触は極力避けるようにし、隙を与える要因を作らない。

(4原因の分析(1)①に対応)

- ② 業者との一対一での対応は極力避け、必要に応じて複数での対応を心がける。

(4原因の分析(1)②に対応)

- ③ 上司に対するタイムリーな報告・連絡・相談を徹底し、担当職員の安易な判断や報告の遅れ等による問題事案の発生又は重大化を防止する。

(4原因の分析(1)④に対応)

- ④ 工事の発注見通しや入札に関する情報について、公表されていないものは聞かれても答えない。

(4原因の分析(3)①に対応)

(2) 組織全体に関するもの

- ① 各自治体での事件や処分事例など、担当課以外でも必要とする情報については横断的に共有させるなど、リスクを身近に感じながら適切に業務を執行する意識付けを持たせる。

(4原因の分析(1)③に対応)

- ② 勤務時間内、勤務時間外に関わらず、執務室への関係者以外の入室禁止を今後も徹底させる。

(4原因の分析(2)①に対応)

- ③ 管理職は、風通しの良い職場づくりに努め、職員が上司に対して報告・連絡・相談がしやすい体制を整えることが必要である。また、内容によっては所属部署に相談することが困難な場合があるため、総務課を相談窓口とするなど、支援体制についても強化する必要がある。

(4原因の分析(2)④に対応)

- ④ 職員研修の充実

ア 入札・契約に関する守秘義務違反や不正行為・信用失墜行為により、職員個人や組織に与える影響について、具体的な事例等をもとに研修を行い周知徹底する。

(4原因の分析(1)③及び(2)⑥に対応)

イ 管理職への昇格後、できるだけ早いうちに研修を受講させ、管理職として果たすべき役割を徹底させる。また、管理職は危機感を持って再発防止に率先して取り組むこと。

(4原因の分析(2)②④に対応)

ウ 担当職員にあっては、専門研修への参加による技術力の向上のほか、他の発注機関の工事を視察研修するなど、自らのスキルアップに努め、業者への指導についても必要に応じて行っていく。

(4原因の分析(3)②に対応)

- ⑤ 長期在任者への対応及び人材育成
- ア 同一職員が同じ業務を担当する期間が長期とならないよう、定期的に人事異動を行う。
(4原因の分析(2)⑤に対応)
- イ 課内の異動及び係内での定期的な事務分担の見直しを積極的に進め、複数人によるチェック体制、人材の育成、さらには組織強化へとつなげていく。
(4原因の分析(2)⑤に対応)
- ウ 管理職は日頃から職員の状況把握に努め、一部の職員に業務過多が見込まれるときは、課内での業務調整を行い、調整が困難な場合は新たに職員を配置するなど、適正な職員管理を求める。
(4原因の分析(3)②に対応)

(3) 入札・契約制度に関するもの

- ① 入札に関する質問は、電話や面談ではなく、文書で行う。
(4原因の分析(1)②に対応)
- ② 最低制限価格は、担当者以外の者が積算し、入札執行まで担当者が知り得ない状況を確認させる。
(4原因の分析(2)③に対応)
- ③ 工事の発注見通しについて、工事概要を可能な限り詳細に記載するなど、公表内容の充実を図ることで、業者からの問合せ等による接触の機会を減らしていく。
(4原因の分析(3)①に対応)
- ④ 指名競争入札以外に、高額な工事等にあつては、一般競争入札や総合評価落札方式の導入により競争性を向上させたり、企業の技術力や施工体制といった、価格以外の要素を反映するなどの取組を行う。
(4原因の分析(2)③及び(3)②に対応)
- ⑤ 設計図書の内容等について、公表できるものは極力公表する。
(4原因の分析(3)③に対応)
- ⑥ 可能な限り地元の業者に発注することを基本としつつ、地元業者で対応できないものは分割して発注するなど、適正な入札執行に努める必要がある。
(4原因の分析(3)④に対応)
- ⑦ 業者との接触機会の軽減及び適切な入札執行の観点から、電子入札などの新たな入札制度の導入について検討を求める。
(4原因の分析(3)⑤に対応)

(4) その他

- ① 地域的な付き合いは避けられないが、町の職員であることの認識のもと、言動には十分注意する。
(4原因の分析(1)①に対応)
- ② 施設の維持管理等において、緊急対応する業者や顔見知りの業者であっても、新たな工事を発注する場合は、全く別の契約であることを踏まえ、他の業者と同様に毅然と対応する。
(4原因の分析(1)①に対応)
- ③ 業者に対し、電話での連絡は緊急時を除いて、携帯電話ではなく庁舎にかけるよう周知徹底する。
(4原因の分析(1)②に対応)
- ④ 離席時は、書類やパソコンの画面を容易に見ることができない状態にするなど、情報漏えいの防止に努める。
(4原因の分析(2)①に対応)

6 既に町で取り組んでいる改善事項

事件発生後、関係職員への聴き取り調査を実施し、その結果をもとに改善すべき課題等について検討を行い、検討委員会の発足までに改善及び実施可能な事項について、既に次のとおり取り組んでいる。

(1) 組織全体に関するもの

- ① 職員以外の執務室への入室制限等の徹底
実施時期：令和2年3月
職員以外の執務室への入室を禁止し、業者等との面談にあたっては、密室ではなく受付カウンターやロビー等で行うよう徹底した。
(4原因の分析(2)①に関連)
- ② 職員行動指針の策定
策定時期：令和2年6月
職員と業者のあり方について見直し、組織としての対応を徹底できるよう発注担当職員の行動指針を策定した。
(4原因の分析(1)①～④及び(2)①②に関連)
- ③ 職員研修の実施
 - ア 公務員倫理研修の実施
実施時期：令和2年7月10日
講師を招いて法令遵守及び公務員倫理等について研修を実施した。
(4原因の分析(1)①～④及び(2)①②⑥に関連)
 - イ 入札・契約担当者向け研修の実施
実施時期：令和2年7月28日
公正取引委員会から講師を招き、入札・契約及び工事担当職員並びに管理職員を対象として、官製談合防止法及び独占禁止法に関する研修を実施した。
(4原因の分析(1)①～④及び(2)①②に関連)

(2) 入札・契約制度に関するもの

① 工事請負契約約款に特定の違法行為に関する特約条項を新設

新設時期：令和2年3月

受注者が地方自治法施行令第167条の4第2項第2号に該当する行為を行った場合や、公契約関係競売入札妨害等で刑が確定した場合など、違法行為が認められた場合に、契約の解除、賠償の予約を定めた特約条項を新設した。

(4原因の分析(1)②に関連)

② 最低制限価格へのランダム係数採用

適用時期：令和2年4月

入札参加者においては、落札するための情報として、予定価格よりも最低制限価格への関心が高まっていることから、設計担当者以外の者がランダム係数を用いて最終的に決定することにより、最低制限価格の秘匿性を高めることとした。

(4原因の分析(2)③に関連)

③ 入札談合等関与行為の排除に向けた注意点について

策定時期：令和2年5月

入札等により相手方を選定する方法により行う売買、賃借、請負その他の契約締結に関し、排除すべき行為や注意点について定めたほか、入札談合等関与行為の定義や具体的事例、関与した際に受ける刑事上・民事上の制裁、排除のための対応とその対応策をまとめ、職員に周知した。

(4原因の分析(1)①～④に関連)

④ 契約業務に係る不正な働きかけ等への対応に関する要綱の策定

策定時期：令和2年6月

入札及び契約に関する業務について、職員が特定の者の利益又は不利益を目的とした不正な働きかけを受けた場合の対応方法を定め、契約業務の透明性、公平性及び公正性を図ることとした。

(4原因の分析(1)②～④に関連)

7 分類別に見た原因に対する再発防止策

(1) 当該職員個人によるもの

| 原因 | 再発防止策 | 事件発生後、検討委員会発足までに町で取り組んでいるもの |
|---|--|---|
| <p>①執務中に業者と喫煙場所で世間話や仕事の話をするなど、隙を与えるような軽率な行動をとっていた。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・利害関係を有する業者との接触は極力避けるようにし、隙を与える要因を作らない。 ・地域的な付き合いは避けられないが、町の職員であることの認識のもと、言動には十分注意する。 ・施設の維持管理等において、緊急対応する業者や顔見知りの業者であっても、新たな工事を発注する場合は、全く別の契約であることを踏まえ、他の業者と同様に毅然と対応する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員行動指針策定 ・公務員倫理、入札・契約担当者向け研修実施 ・入札談合等関与行為の排除に向けた注意点作成 |
| <p>②業者が喫煙場所や公務用の携帯電話を通じて入札に関する情報を執拗に尋ねるようになり、最初は断っていたが、断りきれずに業者からの要求に応じてしまった。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・業者との一対一での対応は極力避け、必要に応じて複数での対応を心がける。 ・入札に関する質問は、電話や面談ではなく、文書で行う。 ・業者に対し、電話での連絡は緊急時を除いて、携帯電話ではなく庁舎にかけるよう周知徹底する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員行動指針策定 ・公務員倫理、入札・契約担当者向け研修実施 ・工事請負契約約款に特定の違法行為に関する特約条項新設 ・入札談合等関与行為の排除に向けた注意点作成 ・契約業務に係る不正な働きかけ等への対応に関する要綱策定 |
| <p>③受注業者によって事務に多寡が生じることがあるとはいえ、誠実に公務を遂行すること以上に、自分の仕事を円滑に進めたいとの思いを優先させた。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体での事件や処分事例など、担当課以外でも必要とする情報については横断的に共有させるなど、リスクを身近に感じながら適切に業務を執行する意識付けを持たせる。 ・入札・契約に関する守秘義務違反や不正行為・信用失墜行為により、職員個人や組織に与える影響について、具体的な事例等をもとに研修を行い周知徹底する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員行動指針策定 ・公務員倫理、入札・契約担当者向け研修実施 ・入札談合等関与行為の排除に向けた注意点作成 ・契約業務に係る不正な働きかけ等への対応に関する要綱策定 |
| <p>④上司に相談することを怠り、自分の仕事が円滑に進むといった自己中心的な誤った判断のもとで処理していた。</p> | <p>上司に対するタイムリーな報告・連絡・相談を徹底し、担当職員の安易な判断や報告の遅れ等による問題事案の発生又は重大化を防止する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・職員行動指針策定 ・公務員倫理、入札・契約担当者向け研修実施 ・入札談合等関与行為の排除に向けた注意点作成 ・契約業務に係る不正な働きかけ等への対応に関する要綱策定 |

(2) 組織全体に関するもの

| 原因 | 再発防止策 | 事件発生後、検討委員会発足までに町で取り組んでいるもの |
|---|--|---|
| ①関係者以外は執務室への入室を禁止していたが、それが徹底できていなかったため、結果的に入室可能な状態となり、業者が職員に接触する機会を与えてしまっていた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間内、勤務時間外に関わらず、執務室への関係者以外の入室禁止を今後も徹底させる。 ・離席時は、書類やパソコンの画面を容易に見ることができない状態にするなど、情報漏えいの防止に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員以外の執務室への入室制限等の徹底 ・職員行動指針策定 ・公務員倫理、入札・契約担当者向け研修実施 |
| ②執務中に、職員が業者と一緒に喫煙場所へ行くことについて、上司自身に業者との接触の機会を与えているという認識が乏しく、職員及び業者に注意していなかった。 | 管理職への昇格後、できるだけ早いうちに研修を受講させ、管理職として果たすべき役割を徹底させる。また、管理職は危機感を持って再発防止に率先して取り組むこと。 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員行動指針策定 ・公務員倫理、入札・契約担当者向け研修実施 |
| ③担当者が設計、入札及び現場監理までの一連の行為を行っていたため、予定価格と最低制限価格を知り得る状況にあり、そこが業者から狙われる要因でもあった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格は、担当者以外の者が積算し、入札執行まで担当者が知り得ない状況を確認させる。 ・指名競争入札以外に、高額な工事等にあつては、一般競争入札や総合評価落札方式の導入により競争性を向上させたり、企業の技術力や施工体制といった、価格以外の要素を反映するなどの取組を行う。 | 最低制限価格へのランダム係数採用 |
| ④上司が日頃から職員に対して積極的に関わるといった、職員間のコミュニケーションが十分であったとはいえ、上司に気軽に相談できるような風通しの良い職場環境となっていなかった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理職は、風通しの良い職場づくりに努め、職員が上司に対して報告・連絡・相談がしやすい体制を整えることが必要である。また、内容によっては所属部署に相談することが困難な場合があるため、総務課を相談窓口とするなど、支援体制についても強化する必要がある。 ・管理職への昇格後、できるだけ早いうちに研修を受講させ、管理職として果たすべき役割を徹底させる。また、管理職は危機感を持って再発防止に率先して取り組むこと。 | |
| ⑤専門性のある業務を行う職員にあつては、配置先が特定の部署に限定され、結果、長期の在任となっているのが現状である。経験豊富な職員が担当することで、円滑な業務執行が期待できるものの、一方で業者と不適切な関係を構築しやすい要因にもなっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・同一職員が同じ業務を担当する期間が長期とならないよう、定期的に人事異動を行う。 ・課内の異動及び係内での定期的な事務分担の見直しを積極的に進め、複数人によるチェック体制、人材の育成、さらには組織強化へとつなげていく。 | |

| 原因 | 再発防止策 | 事件発生後、検討委員会発足までに町で取り組んでいるもの |
|---|--|-----------------------------|
| <p>⑥本件は、当該職員の公務員としての自覚の欠如から発生したものであるが、係長という監督的立場にありながら、最低制限価格という秘匿性の高い情報を漏えいする行為に及んだことは、組織として職員の育成ができていないということに他ならない。</p> | <p>・入札・契約に関する守秘義務違反や不正行為・信用失墜行為により、職員個人や組織に与える影響について、具体的な事例等をもとに研修を行い周知徹底する。</p> | <p>公務員倫理研修</p> |

(3) 入札・契約制度に関するもの

| 原因 | 再発防止策 | 事件発生後、検討委員会発足までに町で取り組んでいるもの |
|---|--|-----------------------------|
| <p>①公務外であっても、業者から工事の発注見通しを聞かれることがある。</p> | <p>・工事の発注見通しや入札に関する情報について、公表されていないものは聞かれても答えない。 ・工事の発注見通しについて、工事概要を可能な限り詳細に記載するなど、公表内容の充実を図ることで、業者からの問合せ等による接触の機会を減らしていく。</p> | |
| <p>②工事を受注した業者によって、現場対応を含め担当職員の事務に多寡が生じることがある。</p> | <p>・担当職員にあっては、専門研修への参加による技術力の向上のほか、他の発注機関の工事を視察研修するなど、自らのスキルアップに努め、業者への指導についても必要に応じて行っていく。 ・管理職は日頃から職員の状況把握に努め、一部の職員に業務過多が見込まれるときは、課内での業務調整を行い、調整が困難な場合は新たに職員を配置するなど、適正な職員管理を求める。 ・指名競争入札以外に、高額な工事等にあっては、一般競争入札や総合評価落札方式の導入により競争性を向上させたり、企業の技術力や施工体制といった、価格以外の要素を反映するなどの取組を行う。</p> | |

| 原因 | 再発防止策 | 事件発生後、検討委員会発足までに町で取り組んでいるもの |
|---|---|-----------------------------|
| ③設計図書の内容等について、積算条件が不明確なものがあり、入札参加者が積算にあたって独自に情報を得たいと考えるケースがある。 | 設計図書の内容等について、公表できるものは極力公表する。 | |
| ④工事によっては、地元業者では対応できない特殊性の高いものを含む場合があるが、地元業者への発注を基本としていることもあり、一括して発注を行っている。 | 可能な限り地元の業者に発注することを基本としつつ、地元業者で対応できないものは分割して発注するなど、適正な入札執行に努める必要がある。 | |
| ⑤入札通知書は手渡しで行っているが、業者と接触する機会を持つことのほか、他の業者と鉢合わせになることがあり、適切な入札執行に支障をきたすといったデメリットがある。 | 業者との接触機会の軽減及び適切な入札執行の観点から、電子入札などの新たな入札制度の導入について検討を求める。 | |

総 括

今回、このような不祥事が発生したことについては、根本的に、当該職員のコンプライアンスの欠如が原因であるといえます。しかしながら、これは当該一個人の問題だけに終始せず、新温泉町役場が、組織としてのコンプライアンス意識の醸成を徹底してこなかった点、つまり、組織としてのあり方にも問題があったものといえることができます。

将来にわたり、不祥事の再発を防ぐことができるかどうかは、職員一人ひとりが今回の不祥事に対してしっかりと向き合い、再発防止に向けた各取組について、その重要な担い手の一人であるとの認識が必要不可欠です。加えて、職員個々のコンプライアンス意識の向上のみならず、組織としての再発防止への取組について、危機感を有しつつ定期的に行っていくことが重要となります。

再発防止への取組は、長きにわたる地道な努力の積み重ねが必要となります。これには、特定の課や一部の職員による一過性の取組で終わらせるのではなく、町長を中心に管理職員が率先して危機感を有しつつ再発防止に努めることが重要となります。

新温泉町が、1日も早く町民からの信頼を回復され、また、より一層の信頼を得られることを切に祈念いたします。

参考資料

新温泉町職員不正行為再発防止検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、本町の職員による官製談合防止法違反等事件について、原因の究明並びに再発防止及び職員の法令遵守意識の徹底について具体的な対策を検討し、もって町民の信頼回復を図るため、新温泉町職員不正行為再発防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査審議し、その結果を町長に報告する。

- (1) 事件の事実関係の把握及び原因究明に関する事項
- (2) 不正行為の再発防止に関する事項
- (3) 職員の法令遵守意識の徹底に関する事項
- (4) その他、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者、弁護士その他識見を有する者で組織する。

- 2 委員は、委員会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 委員の任期は、当該審議が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

(幹事会)

第6条 委員会の指示により第2条に規定する事務を処理するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置き、副町長をもって充てる。
- 3 幹事会は、支所長、会計管理者、総務課長、農林水産課長、建設課長、上下水道課長、こども教育課長をもって充てる。
- 4 幹事会に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席（オブザーバーを含む。）又は関係資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年6月1日から施行する。